

## 九州大学百年史 第9巻 : 資料編 II

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1524115>

---

出版情報 : 九州大学百年史. 9, 2015-08-31. Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

## 第五章 情報化の開始

### 第一節 情報化時代の到来

#### 六〇四 九州大学中央計数施設規則

(一九六二(昭和三七)年五月八日制定)

##### 九州大学中央計数施設規則

第一条 九州大学中央計数施設(以下「計数施設」という。)は、全学的な共同利用の施設として、研究者の需要に応じ計数資料の作成・提供にあたり、計数に関する研究を行うものとする。

第二条 計数施設に次の職員をおく。

- 一 施設の長
- 二 次長
- 三 プログラム主任
- 四 技術主任
- 五 プログラマー
- 六 パンチャー
- 七 技術職員
- 八 事務職員

2 施設の長は、教授をもつてあて九州大学中央計数施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)の定める方針に基づき計数施設の業務を掌理する。

3 次長は、助教授または講師をもつてあて、施設の長をたすけて計数施設の業務を処理する。

第三条 施設の長、次長およびプログラム主任は、運営委員会の九州大学中央計数施設運営規則第二条第一項第一号および第二号に掲げる委員による会議の推薦に基づき総長が命ずる。

2 施設の長の任期は二年とする。ただし、重任を妨げない。

第四条 施設の長は、計数施設の利用および管理上必要な事項について、運営委員会の議に基づき総長の承認を得て計数施設利用細則および計数施設管理細則を定めるものとする。

第五条 計数施設の管理に関する事務は工学部において行なう。

第六条 計数施設の管理・運営の円滑な実施をはかるため、施設の長は、工学部長と適宜必要な連絡および協議を行なうものとする。

#### 付 則

この規則は、昭和三十七年五月八日から施行する。

六〇五 九州大学大型計算機センター規則

(二九六八(昭和四三)年四月一五日制定)

九州大学大型計算機センター規則

(目的)

第一条 この規則は、九州大学大型計算機センター(以下「センター」という。)の組織および運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(センターの長及び次長)

第二条 センターに長(以下「センター長」という。)および次長を置く。

2 センター長は、九州大学の教授をもって充て、センターの業務を掌理し、所属職員を監督する。

3 次長は、九州大学の助教授または講師をもって充て、センター長を助けてセンターの業務を整理する。

(研究開発部)

第三条 センターに研究開発部を置く。

2 研究開発部はセンター業務に関する運用計画を立案するとともにセンターの利用に伴う研究開発を行なうものとする。

3 研究開発部に部長を置き、九州大学の助教授または講師をもって充てる。

4 部長は、研究開発部の業務を処理する。

(人事)

第四条 センター長は、別に定める手続を経て、総長が選考する。

2 センター長の任期は、二年とする。

3 次長および研究開発部長は、別に定める手続を経て、総長が命ずる。

(運営委員会)

第五条 センターの管理運営に関してセンター長の諮問に応ずるため、センターに運営委員会を置く。

第六条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 センター長

二 九州大学の教授または助教授のうちから総長が命じた者十二人以内

三 九州大学以外の大学の教授または助教授のうちから総長が委嘱した者八人以内

四 九州大学事務局長

2 前項の第二号および第三号の委員の任期は、二年とする。

第七条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集してその議長となる。

3 運営委員会に副委員長を置き、委員の互選によつて定める。

4 副委員長は、委員長に事故がある場合、その職務を代行する。

第八条 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長  
の決するところによる。

(常任委員会)

第九条 運営委員会に、その運営を円滑にし、具体的事項を処理す  
るため、常任委員会を置く。

第十条 常任委員会の委員は、運営委員会の委員の中から若干人を  
互選する。

2 常任委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

(専門委員会)

第十一条 運営委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じ  
て専門委員会を置くことができる。

(利用)

第十二条 センターの利用に関する事項は、別に総長が定める。

(細則)

第十三条 この規則の実施に関して必要な事項は、総長の承認を得  
てセンター長が細則で定める。

付 則

この規則は、昭和四十三年四月十五日から施行する。

〔註〕『九大学報』第一〇二三号 一九六八(昭和四三)年五月。

## 六〇六 九州大学データベース及びプログラム取扱規則

(一九八七(昭和六二)年九月二日制定)

九州大学データベース及びプログラム取扱規則

(目的)

第一条 この規則は、九州大学(医療技術短期大学部を含む。以下  
「本学」という。)の教官等が作成したデータベース及びプログラ  
ム(以下「データベース等」という。)に係る権利の取扱いに関す  
る基本的事項を定め、もつて、本学の教官等のデータベース等の  
作成及び利用を促進し、学術研究の振興に資することを目的とす  
る。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該  
各号に定めるところによる。

一 データベース 文献、数値、画像その他の情報の集合物であ

つて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができ  
るように体系的に構成し、実用に供し得る条件を備えたものを  
いう。

二 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることが  
できるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現  
したものを用いう。

三 教官等 学長、教授、助教授、講師及び助手並びに研究活動

に従事する技術系職員等をいう。

(データベース等著作権委員会)

第三条 本学に、データベース等著作権委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、学長の諮問に応じ、本学の教官等のデータベースに係る著作権の帰属等に関し、審議する。

3 委員会の委員は、九州大学発明規則(昭和五十五年二月二十二日施行)第三条に規定する発明委員会の委員をもつて充てる。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ発明委員会の委員長及び副委員長をもつて充てる。

第四条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第五条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることが出来ない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第七条 委員会の事務は、庶務部において行う。

(権利の帰属)

第八条 本学の教官等がデータベース等の作成を直接の目的とする国立学校特別会計経費を受けて作成したデータベースに係る著作権は、国に帰属させるものとする。

2 本学の教官等がデータベース等の作成を直接の目的とする民間等外部の機関との共同研究又は受託研究により作成したデータベース等に係る著作権は、国と民間等外部の機関の長又は受託研究の委託者との共有とすることができる。この場合において、学長は、民間等外部の機関の長又は受託研究の委託者と協議の上、当該著作権の持分について適切に定めるものとする。

3 前二項の場合を除き、本学の教官等が作成したデータベースに係る著作権は、当該教官等に帰属するものとする。

(科学研究費補助金研究成果公開促進費に係るデータベース)

第九条 科学研究費補助金研究成果公開促進費を受けてデータベースを作成した本学の教官等は、国立大学等(国立の大学、短期大学及び高等専門学校並びに国立大学共同利用機関をいう。)の情報処理関係施設等において、当該データベースを複製し、利用することを無償で許諾するものとする。

(データベース等の届出)

第十条 本学の教官等は、第八条第一項若しくは第二項に規定するデータベース等又は前条に規定するデータベースを作成したと認めるときは、所属する部局の長を経由して、学長に速やかに届け

出るものとする。

(権利の帰属の認定)

第十一条 学長は、前条の届出があつたときは、委員会の議に基づき、当該データベース等が第八条第一項若しくは第二項に規定するデータベース等又は第九条に規定するデータベースに該当するか否かの認定を行うものとする。この場合において、学長は、速やかに、当該認定を行うものとする。

2 前項の認定を行つたときは、学長は、速やかに、その結果を前条の届出を行つた教官等に通知するものとする。

(異議の申出)

第十二条 第十条の届出を行つた教官等は、前条第一項の学長の認定に対し異議があるときは、同条第二項の認定の通知を受けた日から三十日以内に文書により、所属する部局の長を経由して、学長に異議を申し出ることができるものとする。

2 前条の規定は、前項の異議の申出について準用する。この場合において、同条第一項中「速やかに」とあるのは「三十日以内に」と読み替えるものとする。

3 異議の申出を行つた教官等は、前項の認定に対して異議を申し出ることができない。

(データベース等の変更又は更新の届出)

第十三条 第八条第一項若しくは第二項に規定するデータベース等

又は第九条に規定するデータベースの作成者、内容等に変更又は更新があつたときは、教官等は、所属する部局の長を経由して、学長に当該年度末に届け出るものとする。

(学外者が作成に協力するデータベース等の取扱い)

第十四条 本学の教官等が学外者の協力を得て作成するデータベース等については、あらかじめ当該協力者の承諾を得て、第八条又は第九条の規定により取り扱うものとする。

(雑則)

第十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

附則

この規則は、昭和六十二年九月二十二日から施行する。  
〔註〕『九大学報』第二二五五号 一九八七(昭和六二)年一〇月。

## 第二節 情報教育の開始

### 六〇七 九州大学情報処理教育センター規則

(二九七七(昭和五二)年五月六日制定)

#### 九州大学情報処理教育センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、九州大学情報処理教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(センターの性格)

第二条 センターは、情報処理教育の用に主として供するための学内共同施設とする。

(センターの長及び次長)

第三条 センターに長及び次長を置く。

2 センターの長は、九州大学の教授のうちから、九州大学計算機委員会（以下「計算機委員会」という。）の推薦により学長が選考し、センターの次長は、センターの助教授及び講師のうちから計算機委員会の推薦により学長が任命する。

3 センターの長は、センターの業務を掌理し、センターの次長は、センターの長を助け、センターの業務を整理する。

4 センターの長及び次長の任期は二年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第四条 センターの運営に関し、センターの長の諮問に応ずるため、センターに九州大学情報処理教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第五条 運営委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

一 文学部、教育学部、法学部及び経済学部の専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者二人以内

二 理学部及び工学部の専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者各二人

三 医学部、歯学部及び薬学部の専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者二人以内

四 農学部及び教養部の専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者各一人

五 温泉治療学研究所、応用力学研究所、産業労働研究所及び生産科学研究所の専任の教授、助教授及び講師のうちから選ばれた者一人

六 センターの次長

第六条 委員長は、センターの長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

第七条 委員は、学長が委嘱する。

2 第五条第一号から第五号までに規定する委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

第八条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(専門委員会)

第九条 運営委員会に、専門的事項を審議させるため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(利用)

第十条 センターの利用を希望する者は、運営委員会の定めるところにより、センターの長の許可を得なければならない。

(細則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センターの長が細則で定める。

附則

1 この規則は、昭和五十二年五月六日から施行し、昭和五十二年四月十八日から適用する。

2 この規則の施行後、最初に選考されるセンターの長の任期は、

第三条第四項の規定にかかわらず、昭和五十三年三月三十一日までとする。

3 センターに関する事務は、当分の間、工学部事務部において処理する。

〔註〕『九大学報』第一三二号 一九七七(昭和五二)年六月。